

○北杜市ほくと子ども育成戦略会議設置要綱

令和3年3月31日

告示第37号

(設置)

第1条 人口減少が進む中、少子化の進行に歯止めをかけるため、個人、企業、地域等の社会を構成するすべての当事者を巻き込みながら、子育てに関する様々な課題やあらゆる場面を想定した取組について幅広い視点で検討を行う必要があることから、北杜市ほくと子ども育成戦略会議（以下「戦略会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 戦略会議は、次に掲げる事項に関し検討する。

- (1) 少子化対策に関すること。
- (2) 移住定住に関すること。
- (3) 安心して働ける環境の実現に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 戦略会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 戦略会議に、委員長1人及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、戦略会議を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 戦略会議の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

- 3 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 戦略会議が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 戦略会議は、第2条の事務に係る専門的事項を検討させるため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会長はその部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、その部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。
- 6 第6条各項の規定は、部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、同条第1項中「戦略会議」とあるのは「部会」と、同条各項中「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第9条 戦略会議の庶務は、政策秘書部政策推進課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、戦略会議の運営等に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(最初に開かれる会議の招集)

- 2 委員が委嘱された後の最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。